

令和 2年度予算見積調書(9月補正予算)

課室名：消費生活課
 担当名：事業者指導担当
 内線：2936

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B13	生活必需品監視等事業費		一般会計	総務費	県民費	消費者対策費	消費者行政推進費	
事業期間	令和 2年度	根拠法令	埼玉県民の安定及び向上に関する条例、新型インフルエンザ等対策特別措置法		宣言項目			
					分野施策	020412 消費者被害の防止		
1 事業概要			5 事業説明					
<p>新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、生活必需品等の事業者による買占めや価格上昇等が生じ、消費者が物資を入手しにくい状況になる可能性がある。このため、買占めや価格状況等の監視を目的として、県内各地点の小売店舗等を対象に陳列状況及び価格動向の調査を行う。調査の結果、買占め等に伴う著しい価格上昇が認められた場合には、県消費生活条例に基づく県職員による立入調査や勧告等を行う。</p> <p>(1) 価格監視員の配置 0千円 (2) 立入調査、勧告等の実施 0千円 国庫支出金の活用による財源更正 (繰入金→国庫支出金 1,620千円)</p>			<p>(1) 事業内容 ア 価格監視員の配置 1,560千円 イ 立入調査・勧告等の実施 60千円</p> <p>(2) 事業計画 ア 価格監視員の配置 県内各地点の小売店舗等の生活必需品の陳列状況及び価格の調査を行うため、消費生活に習熟する価格監視員を配置する。 イ 立入検査・勧告等の実施 価格監視員の調査の結果、買占め等を行い生活必需品の著しい価格上昇を生じさせる悪質事業者に対し、職員が県消費生活条例に基づく立入調査や勧告等を行う。</p> <p>(3) 事業効果 生活必需品等の事業者による買占めや価格上昇等を的確に捉え、消費者が生活必需品を入手しやすい環境を作る。なお、調査の結果、買占め等に伴う著しい価格上昇が認められた場合には、県消費生活条例に基づき、県職員による立入調査や勧告等を行う。</p> <p>(4) 県民・民間活力、職員のマンパワー、他団体との連携状況 価格監視員の配置に当たっては、消費生活団体が推薦する者を採用する。</p> <p>(5) 補正予算の概要 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用による繰入金の減</p>					
2 事業主体及び負担区分								
(1) (国10/10)								
(2) (国10/10)								
3 地方財政措置の状況								
なし								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員								
9,500千円×0.5人=4,750千円								
予算額		財源内訳					一般財源	補正後の 予算額
		国庫支出金	繰入金					
決定額	0	1,620	△1,620				0	
現計額	1,620		1,620				0	